

社会福祉施設等 管理者 様

浜松市健康福祉部高齢者福祉課長 渡辺 貴史
浜松市健康福祉部介護保険課長 徳田 純一

社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定について(依頼)

日ごろ、本市の高齢者福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画(BCP)」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、多くの施設等で BCP の作成が進んでいないため、国の事業において、「社会福祉施設等における BCP 様式(別紙 1)」及び「社会福祉施設等における BCP 様式解説集(別紙 2)」が作成されました。BCP 未作成の施設等におかれましては、これらを参考に作成していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応した BCP を作成しておくことも重要です。厚生労働省のホームページに、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例が掲載されていますので、御活用ください。

記

1 事業継続計画(BCP)の策定について

令和 2 年 6 月 15 日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定について(依頼)」を、浜松市ホームページの以下の場所に掲載しましたので、御確認いただき、BCP の作成をお願いします。

「浜松市ホームページ」>「産業・ビジネス」>「福祉・介護」>「介護保険事業者の皆様へ」>「介護保険事業者の皆様へのお知らせ」>「社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定について」

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/20200619bc.html>

2 参考資料

事業継続計画(BCP)の策定に当たっては、静岡県が示す「介護施設における事業継続計画(BCP)作成支援ツール」も御活用いただけます。上記ホームページに掲載しましたので、御確認ください。

3 留意点

- ・今回、作成した BCP を市に提出する必要はありませんが、今後、作成状況を調査させていただきたいと考えています。
- ・既に作成済の施設等においては、今回の様式で作成し直す必要はありませんが、追加が必要な項目等を御確認いただき、BCP の充実を御検討ください。

高齢者福祉課 施設福祉グループ 担当：門屋、深澤 TEL 053-457-2886	介護保険課 指導第 2 グループ 担当：河合、御手洗 TEL 053-457-2787
---	---